

「最高裁判決への対応に関する専門委員会」報告書とりまとめを踏まえた緊急声明 “蒸し返し”の再減額改定は断じて容認しない

いのちのとりで裁判全国アクション

私たちの頭越しに設置を強行された「最高裁判決への対応に関する専門委員会」が、本日、議論をふまえた修正を委員長に一任のうえ、報告書がとりまとめられることとなった。

報告書案には、①原告については改定前基準との差額保護費を全額支給するが、原告以外については再処分を行う見解、②原告についても原告以外についても、最高裁判決で違法とされなかつたゆがみ調整(2分の1処理を含む)に加えて「デフレ調整」に代わる理由(低所得世帯の消費水準との比較)による再減額改定を行う見解、③原告についても原告以外についてもゆがみ調整のみを行う見解、④原告についてはゆがみ調整のみを行い、原告以外については加えて再減額改定を行う見解などが併記されている。

しかしながら、確定判決を受けた原告については、減額処分の取消しによって、改定前基準による保護費の給付請求権が生じていることについて争いはなく、新たな減額改定は違法な事後的不利益変更であって許されない。生活保護法8条2項は「最低限度の生活の需要」を超える保護基準の設定を禁じているものではなく、本件訴訟の代表訴訟的性格や平等原則からすれば、すべての生活保護利用世帯について改定前基準による差額保護費の全額補償を行うのがもっとも簡明で被害救済にも資することは明らかである。

とりわけ、「デフレ調整」に代わる理由による再減額改定については、専門委員会の当初から、行政法の専門委員から、「前訴で主張し又は主張した理由に基づく再減額改定は反復禁止効、紛争の一回的解決の要請等に反し許されない」旨繰り返し指摘されてきた“蒸し返し”そのものであって、1年10カ月かけて行った平成25年検証をわずか3カ月の審議で上書きすることなど到底容認できない。最高裁判決が違法としたのは、すべての生活保護利用世帯に適用されてきた厚生労働大臣告示なのであり、本件訴訟の代表訴訟的性格や平等原則からすれば、原告とそれ以外の生活保護利用世帯を分ける対応も許されない。かかる対応策が選択された場合には紛争の再燃が必至であり、早期全面解決が遠のくばかりである。

生活保護世帯の8割は高齢者世帯と重度の障害・傷病世帯であり、本件訴訟に立ち上がった1027名の原告のうち2割を超える233名以上が亡くなっている。私たちは、命あるうちの早期全面解決に向けた適切な政策判断と原告を含む生活保護利用世帯に対する直接の真摯な謝罪を改めて強く求めるものである。

以上